

別府市共創交流拠点こもれびパーク
指定管理候補者の選定に係る報告書

令和7年2月5日

別府市共創交流拠点こもれびパーク
指定管理候補者選定委員会

別府市共創交流拠点こもれびパークの指定管理候補者の選定に当たり、別府市共創交流拠点こもれびパーク指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募者から提出された提案書類及び面接審査等により、協議を行った結果、次のとおり選定しましたので、ここに結果を報告します。

令和7年2月5日

別府市長 長野 恭 紘 様

別府市共創交流拠点こもれびパーク
指定管理候補者選定委員会
委員長 常 世 田 良

1 選定結果について

選定委員会は、別府市共創交流拠点こもれびパークの指定管理者の指定を受けるため応募のあった団体に対し、「別府市立図書館等複合施設の設置及び管理に関する条例、条例施行規則」及び「別府市共創交流拠点こもれびパーク指定管理者募集要項」に基づき、応募提案書類等を厳正に審査した結果、次の団体を指定管理者の候補者として選定した。

記

【指定管理候補者】

選定団体	こもれびパーク運営共同事業体
指定の期間	令和8年3月1日から令和13年3月31日

2 審査方法（概要）

各応募内容について、教育政策課において第1次審査として資格審査を行い、選定委員会において第2次審査として事業計画等の内容審査及び面接審査を行った上で協議し、指定管理候補者を選定した。

3 選定委員会の開催経緯

選定委員会	項目	年月日
第1回選定委員会	・選定委員会委員長及び副委員長の選任 ・公募の要件（募集要項等）について決定 ・審査基準（審査項目・審査内容・配点）及び採点基準について決定	令和6年9月3日
第2回選定委員会	・募集状況の報告 ・面接審査等の方法について決定	令和6年12月24日
第3回選定委員会	・面接審査及び配点 ・指定管理候補者の選定及び選定理由の協議	令和7年1月23日

4 審査結果

（1）資格審査

申請者の資格（団体であること。法人市民税・法人税・消費税及び地方消費税を滞納していないこと、暴力団関係者排除対象者に該当しないこと等）については、指定申請書に添付された官公署の証明書類との照合及び警察機関への照会等により、いずれも申請者も適合していることを確認した。

（2）審査基準及び配点について

審査基準は、別府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第3条第1項第1号から第4号に定める項目とし、配点については以下のとおりとした。

この内容については、第1回選定委員会で決定し、募集要項に記載した。

① 審査基準

選定基準	審査項目	配点
市民の平等な利用が確保されること。 （指定手続条例第3条第1号）	管理運営方針	各委員1人につき16点
	平等利用の確保	
	個人情報保護等	
事業計画書の内容が、公	事業計画書の妥当性	各委員1人に

の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 （指定手続条例第3条第2号）	地域共創事業の実施方針	つき78点
	カフェコーナーの運営方針	
	自主事業	
	収支計画書の内容、適格性及び実現の可能性	
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。 （指定手続条例第3条第3号）	団体の状況	各委員1人につき20点
	管理運営体制	
公の施設の設置の目的を効果的に達成するための基準 （指定手続条例第3条第4号）	地域振興	各委員1人につき16点
	開館準備業務	
	その他提案	
事業計画の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。 （指定手続条例第3条第2号）	施設の管理運営に係る経費の内容	各委員1人につき20点

② 採点の基準

採点は、事業評価の項目ごとに委員一人当たりの配点を、以下の基準で定めた点数で採点した。

採点の基準		配 点		
		4 点	8 点	10 点
A	特に優れている （要求水準を大きく上回る）	4 点	8 点	10 点
B	優れている （要求水準を上回る）	3 点	6 点	8 点
C	普通 （要求水準を満たしている）	2 点	5 点	6 点
D	劣っている （要求水準は満たしているが具体性に欠ける）	1 点	2 点	3 点
E	該当しない	0 点	0 点	0 点

	(要求水準を満たしていない)			
--	----------------	--	--	--

③ 審査について

申請者から提出された事業計画書及び面接結果を基に、各委員が評価(採点)し、全委員の評価(採点)と価格評価を合計した点数を評価点とした。

なお、評価点が最低制限基準(委員全員が満点をつけた場合の合計得点の60%)に満たない場合は、指定管理者として不適格と判断し、指定管理候補者として選定せず、再募集を行うこととした。

(3) 審査結果

厳正な審査の結果、前記「1 選定結果について」のとおり、選定委員会の総意として指定管理候補者に選定した。

5 審査講評

新たに設置される本施設は、「別府市新図書館等整備基本計画」及び「別府市新図書館等複合施設管理運営計画」に基づき、行政主体の別府市立図書館と民間主体の別府市共創交流拠点こもれびパークが連携し、それぞれの機能を融合して相乗効果を生み出す一体的な管理運営を目指している。

この視点から、指定管理候補者として選定した「こもれびパーク運営共同事業体」の提案内容は、図書館サービスと連携した企画やカフェ運営の事業計画が具体的に示されており、実現性があることが評価された。また、類似施設の管理運営の実績を有しており、実効性がある職員研修体制やセキュリティ対策など、運営共同事業体として経営基盤が安定していることも評価された。

今後、本施設の指定管理業務を実施していくにあたっては、民間のノウハウを生かした柔軟かつ質の高いサービスを提供し、図書館と密に連携しながら地域課題を解決することが重要であり、以下の点を特に要望する。

- 1 本施設の設置目的や基本理念、管理運営の基本方針を踏まえ、前例にとらわれず、既存の施設にはない新しい概念や発想による取り組みを実践すること。
- 2 本施設の交流空間を最大限に生かし、事業が一過性の集客効果で終わらないように、中長期的な視点で市民の相互交流や創造的活動を継続的に支援すること。
- 3 本施設の管理運営計画に定める事業方針に基づき、市と十分な協議を行い、教育や福祉、産業等の各分野で専門性を持つ市内の団体等を積極的に活用し、地域連携を図ること。
- 4 本施設の開館準備及び開館後の管理運営において、統括責任者や業務に必要な職員を適切に配置し、各部門における日常的な責任体制を確実に構築すること。

6 別府市共創交流拠点こもれびパーク指定管理候補者選定委員会委員名簿

	氏 名	役 職
1	常世田 良	元立命館大学教授 別府市新図書館等整備事業アドバイザー
2	蔵前 達郎	税理士法人 大分総合会計事務所 代表社員
3	河野 祐子	(株)大銀経済経営研究所 調査企画部長
4	阿部 万寿夫	別府市副市長
5	矢野 義知	別府市教育部長

